

## 「第8回線引き見直しにおける基本的基準（素案）」に関する 提出意見及びこれに対する県の考え方

### 1 意見募集期間

令和4年10月14日（金曜日）から令和4年11月15日（火曜日）

### 2 意見募集結果

(1) 意見件数 36件（12名）

(2) 意見区分

意見区分	延べ件数
1 「線引き見直し全般」に関する意見	17件
2 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の決定又は変更にあたっての基本方針」に関する意見	15件
3 「区域区分の決定又は変更にあたっての基本的基準」に関する意見	1件
4 その他	3件
合 計	36件

(3) 意見の反映状況

反映区分	延べ件数
A 基準に反映した（している）意見	12件
B 今後の線引き見直しの中で参考にする意見	19件
C 基準に反映できない意見	0件
D その他（質問、感想など）	5件
合 計	36件

#### 【問合せ先】

ご意見の反映状況などについて、より詳しくお知りになりたい場合は、次の窓口までお問合せください。

神奈川県 県土整備局 都市部 都市計画課 計画グループ  
電 話 045-210-1111（内線6195、6196）  
F A X 045-210-8879

整理 番号	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	2	(P.5 都市計画の目標 (ア)) 「・・・拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ交通ネットワークの確保を常に意識しながら脱炭素化にも資するまちづくりを進める。」とあるが、脱炭素化にも資するまちづくりを進めるに当たっては、車の渋滞が二酸化炭素を増やす原因になることから、交通ネットワークの確保に加えて、交通ネットワークの拡充・強化が必要と考えるので「交通ネットワークの確保、拡充・強化を常に意識しながら」と修正すべき。	A	まちづくりを進める観点から、「交通ネットワークの確保」としており、確保の中には充実・強化も含まれると考えています。 また、交通ネットワークの拡充・強化については、I 3 (3)イ (P.10) に記載のとおり、交通ネットワークの充実などに取り組むこととしています。
2	2	(P.5 都市計画の目標 (イ)) 災害から命を守るためには、積極的にハード対策を打ち出していく必要がある。技術力もあるはずであり、災害を避けることも必要だが対抗していくことも視野に入れるべき。	A	I 3 (4) (P.11) に記載のとおり、「ハード対策とソフト対策による多面的かつ総合的な防災・減災対策を行うことが必要」としています。
3	2	(P.8 区域区分の方針 (ウ)) i と j の前半の記載が同じであるが、市街化調整区域にするという意味では同じなので、2つの文章で示す理由が分からない。	A	i と j はともに市街化区域から市街化調整区域への編入に関する基本方針ですが、ご意見を踏まえ、自然的環境の保全の観点から行う i と災害リスクを回避する観点から進める j の違いが明確となるように修正しました。
4	2	(P.8 区域区分の方針 (ウ)) 自然環境が残っており、計画が無いことだけで市街化区域を市街化調整区域に戻してよいのか。本来の開発のビジョンに合わせて、災害レッドゾーンでも対策をすべきではないか。	B	計画的な市街地整備の予定がある場合は、開発計画に合わせて、災害レッドゾーンにおける対策工事を行うことが考えられます。一方、計画的な市街地整備の予定がない場合は、市街化区域から市街化調整区域にすることで、危ない所に新たに人が住むことがないようにしていくことを目的としています。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
5	2	(P.11 火災対策) 延焼防止、不燃化を中心に記載されて	A	I 3 (4) (P.11) に記載のとおり、「地域防災計画等を踏まえつつ、安全、安

		いるが、緊急避難場所となる公園等の整備も意識すべき。		心な都市づくりを推進する」としており、公園等の防災空間の確保なども意識して取り組むこととしています。
6	2	(P.12 津波対策) 線引き見直しでは、公助的な部分で、津波防波堤、避難地、避難ルートの整備を記載すべき。また、自助・共助の記載は公助側の「逃げ」にしか見えないので、積極的な対策を記載すべき。	A	I 3 (4) (P.11) に記載のとおり、津波も含めた災害に対しては、「ハード対策とソフト対策の多面的かつ総合的な防災・減災対策を行うことが必要」としています。 また、I 3 (4) オ (P.12) に記載のとおり、数十年から百数十年に一回程度発生する規模の津波には、海岸保全施設で防ぐことを基本に津波対策を推進することとしています。
7	1	昨今、台風等が大規模化し神奈川県にもほぼ毎年大きな被害をもたらしている。そうした中、今回の線引きの方針に自然災害への対応を盛り込もうとするのは適切であり、しっかり取り組んでほしい。	D	ご意見を踏まえながら、今後の線引き見直しの取組を進めてまいります。
8	1	県はこの度、当事者目線の障害福祉を推進する条例を制定したと承知しているが、その条例の理念は市街地整備の方針にも盛り込まれるべき。	A	I 3 (3) ウ (P.10) に記載のとおり、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針では、「高齢者や障害者など、だれもが自由に活動できるノーマライゼーションの理念に基づいたユニバーサルデザインの施設整備など、人と環境にやさしい市街地の整備を図る」としており、障害のある人が障害を理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができ、誰もがうれしいと感じられる、地域共生社会にしていくという条例の目的に合致していると考えています。
9	1	線引きの方針は指定都市には適用されないが、指定都市のまちづくりは、隣接する鎌倉市や大和市、藤沢市などの市町のまちづくりに影響するので何らかの調整が必要ではないか。	A	I 1 (P.1) に記載のとおり、指定都市とは県全域に及ぶ広域的な課題や方向性等の共有や調整に努めることとしています。
10	1	県の北部の相模原市は隣接する町田市等と市街地的に連たんしているが、都県境にまたがる地域について何か	D	相模原市は、指定都市として線引き見直しの権限を有していることから、相模原市が線引き見直しを行う際に必要

		調整する仕組みはあるのか。		に応じて対応していくものと考えています。 今後、指定都市と連絡や調整を図る中で確認してまいります。
11	4	自己所有地について、市街化区域への即時編入に係る基準への適合の判断をいただきたい。今回の見直しでは、現地調査のうえ、状況に沿ったきめ細やかな見直しが行われることを期待している。	B	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの都市計画を見直す線引き見直しにあたっては、住民の意向をよく承知している市町の意向を十分に伺いながら進めてまいります。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
12	4	自己所有地について、電線が大木の枝に食い込む状況にあり、停電・火災等のリスクがあることから、市街化区域にして宅地化することで秩序ある整備・管理を行うことが望ましいと考える。	B	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの都市計画を見直す線引き見直しにあたっては、住民の意向をよく承知している市町の意向を十分に伺いながら進めてまいります。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
13	1	市内の営農事業は、一部の地域を除いて、後継者もなく破綻している。積極的に市街化区域への編入を進める方向で考えていただきたい。特に第二東名高速道路等の整備が進んでいる地域は産業フレームを拡張していただきたい。	B	Ⅱ 2 (P. 14) に記載のとおり、新たに市街化区域に編入する区域は、地域ごとの産業の伸びを踏まえながら、目標年次において必要とされる市街地の面積（フレーム）の範囲内で、集約型都市構造化に寄与する区域に限定して認めていくこととしており、工業用地についてはインターチェンジ周辺の幹線道路沿道など交通利便性の高い区域を想定しています。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	1	線引きの方針は、それぞれの地域のくらしやまちづくりに大きく影響するので、市町村や住民の意向を十分に汲み取るようにしてほしい。	B	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの都市計画を見直す線引き見直しにあたっては、住民の意向をよく承知している市町の意向を十分に伺いながら進めてまいります。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
15	1	県西地域の緑化・農地保全は、主に都市部の県民が受益している水資源確保や、農林漁業から生まれる食料提供	B	将来の県土・都市像である「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」の実現に向けて、豊

		<p>のためであり、県西地域に居住する県民のための土地政策ととらえられない。</p> <p>本素案は、「都市」という言葉が多く出ているが、県東部・中部の人口密集地に偏った政策を伺うところであり、均衡ある県土の発展につながると思えない。</p>		<p>かな自然や歴史など地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくりを都市計画の目標に掲げています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
16	1	<p>線引き前の県西地域はコンパクトでなく、むしろ、集落が点在しており、それぞれの集落には農林水産業から生活関連業などに携わる人がおり、強靱性があった。県西部には鉄道5社6路線があり、かつてはどの駅前も活気があった。</p> <p>しかし、線引きにより、駅周辺でも市街化調整区域となり、その結果、就労地・生活関連商店と居住地が離され、駅前さえ活気が失われ、集落の持続性も失われていった経緯がある。</p> <p>環境対策案や防災対策案には理解ができるが、都市を守る政策であり、県土を均衡に守る政策ではない。</p> <p>酒匂川の浚渫事業や、相模湾の高潮・護岸事業は、都市部に提供する水資源確保のために自然環境が失われ、発生した災害対策である。</p> <p>その結果、予想外に災害レッドゾーンなどに指定され、財産権を脅かされた所有者もいる。</p>	B	<p>I 3 (1) ウ (ウ) (P.5) に記載のとおり、豊かな自然や歴史など地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくりに向けて、都市計画制度を活用しながら柔軟に対応していくこととしています。</p> <p>また、自然と共生する持続可能で魅力ある都市づくりに向けて、防災・減災、地域振興、環境など多面的な機能を有する農地や緑地等を適切に整備・保全することとしています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
17	1	<p>コロナ禍において、県西地域は移住者が増えたが、求めているのは豊かな空間と自然環境である。農業従事者でない方でも、規模が小さいながらも農業を営みたい方はますます増えた。県西地域は空間的ゆとりがあり、農林水産業と調和をもった生活が可能である。</p>	B	<p>I 3 (1) ウ (ウ) (P.5) に記載のとおり、豊かな自然や歴史など地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくりに向けて、都市計画制度を活用しながら柔軟に対応していくこととしています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
18	1	<p>4 ページの基本理念において「スマートシティ化」「ダイバーシティ (多様</p>	B	<p>将来の県土・都市像である「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱</p>

		性)」、「レジリエンス (強靱性)」を唱えるならば、集中でなく調和の、地域ごとの強みを生かす土地政策が必要と考える。 地域から提案する区域区分 (災害時) の見直しが速やかになされることと、実現を早める施策を要望する。		な都市 かながわ」の実現に向けて、豊かな自然や歴史など地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくりを都市計画の目標に掲げています。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
19	1	産業の配置にあたっては、県東部には既に多くの工場、事業所が集積していることを踏まえ、県内の他の地域にも適正に集積が進むようにしてほしい。	B	II 2 (P. 14) に記載のとおり、新たに市街化区域に編入する区域は、地域ごとの産業の伸びを踏まえながら、目標年次において必要とされる市街地の面積 (フレーム) の範囲内で、集約型都市構造化に寄与する区域に限定して認めていくこととしており、工業用地についてはインターチェンジ周辺の幹線道路沿道など交通利便性の高い区域を想定しています。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
20	1	基本的基準の構成および内容については、概ね賛成できる内容である。今後検討する中で、次の点を考慮していただきたい。 ① 100年後、全ての県民が笑顔で暮らせる都市計画としてほしい。 ② 農業者が安心して営農できるような都市計画としてほしい。	B	いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、I 3 (1) ウ (エ) (P. 5) に記載のとおり、自然と共生する持続可能で魅力ある都市づくりに向けて、都市内の農地や緑地を適切に整備・保全することとしています。
21	2	「I-3-(1)ウ 都市計画の目標」として、「集約型都市構造化に向けた都市づくり」、「災害からいのちと暮らしを守る都市づくり」、「循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり」などを掲げており、時機にかなったものと評価する。	D	ご意見を踏まえながら、今後の線引き見直しの取組を進めてまいります。
22	2	集約型都市構造の実現に向けて、市町が取り組む「立地適正化計画の作成」を支援するとともに、「市街化調整区域への編入」を行う場合は、地元市町村の意向を把握し十分な調整を図る必要がある。	B	立地適正化計画については、引き続き、市町に対し技術的な支援を行ってまいります。 また、線引き見直しにあたっては、住民の意向をよく承知している市町の意向を十分に伺いながら進めてまいりま

				す。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
23	2	県が策定する基本方針が指定都市に適用されないのであれば、指定都市が策定する基本方針と十分に整合性を図る必要がある。	A	I 1 (P.1) に記載のとおり、指定都市とは県全域に及ぶ広域的な課題や方向性等の共有や調整に努めることとしています。
24	2	自然災害が多発する現状において、様々な災害リスクを的確に想定し、ハード・ソフトの対策を組み合わせながら都市づくりを推進すべきである。	A	I 3 (4) (P.11) に記載のとおり、「災害リスクの評価・分析を行った上で、ハード対策とソフト対策による多面的かつ総合的な防災・減災対策を行うことが必要」としています。
25	2	ウィズコロナ時代における県民生活の変化や行動変容に対応したまちづくりが大切である。	A	I 3 (1) ウ (ウ) (P.5) に記載のとおり、「ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化にも対応した活力ある都市づくりに向けて、都市計画制度を活用しながら柔軟に対応していく」としています。
26	2	市街化区域内に災害レッドゾーンが含まれる場合、災害リスクを回避する観点から市街化調整区域へ編入することは重要だと考えるが、その際、区域内居住者への丁寧な説明、対応が求められる。	B	災害レッドゾーンを市街化調整区域に編入できるとしている区域は、現在居住者がなく、将来的に都市的土地利用を行う見通しが無い区域を想定しています。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
27	2	各項目にたくさんの基本方針や方針が記載されているが、それぞれの基本方針の違いや相互の関係性が今一つ分かりにくい印象がある。	B	いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	1	今回の線引き見直しは人口減少社会への転換期に行うものであるが、今後は、目標年次の2035年以降も見据えて、線引きの在り方を検討する必要がある。	B	人口減少社会に的確に対応していくため、将来の線引き見直しのあり方について、今後検討を進めていきたいと考えています。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
29	4	「線引き制度」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の専門用語について、分かりやすく説明する「注釈」があると理解しやすい。	B	いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	1	基本的基準は、非常に専門的で県民に	B	いただいたご意見については、今後の

		は理解するのが難しい内容である。したがって、県議会や市町村、有識者による審議会の意見を十分に聞けば、パブリック・コメントの手続を省略してもよいのではないか。		取組の参考とさせていただきます。
31	2	災害レッドゾーンは、防災工事を施せば継続的な土地利用は可能であると考えるため、都市的土地利用を行わないという考えは避けるべき。 「都市的土地利用を行わないことを基本とする」という文言ではなく、防災工事等のリスクを減じる取り組みと整合を図った文言に修正すべき。 県民のいのちとくらしを守るという姿勢を明確に文言化すべき。	A	災害レッドゾーンについては、各法令に基づく行為規制が行われていることから、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方としています。 これは、人口減少下において、危ない箇所に新たに人が住むことのないようにすることを意図しており、防災対策工事を否定するものではありません。 このため、誤解のないよう、現在の記述に加え、防災対策工事などのこれまでのハード・ソフト対策にも取り組む旨を追記しました。
32	3	市街化調整区域への即時編入について、集約型都市構造化に寄与すると認められる未利用地を市街化調整区域に編入できるとあるが、これは市町が作成する立地適正化計画の居住誘導区域外のことを言っているのか。県は、具体的にどのようなところをイメージしているのか。 県内自治体と連携が取れているのか、主体性がどこにあるのか分からない。 狙いがぶれている基準は削除したほうが良いのではないか。	B	I 3 (2) イ (ウ) k (P.8) に記載のとおり、地域の実情に応じた集約型都市構造化に向けた取組を進めていく中で市街化区域内の市街地縁辺部に生じる未利用地について、必要に応じて市街化調整区域に編入することができる基準を設けたものです。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
33	1	社会環境・地球環境が時間と共に変化していくことから、定期的な見直しをすることは必要で、今回の見直し基準案の作成は時機を得たものである。 この見直し基準案で示されていることについては今の時代に要請されることが網羅されていて適当なものとの印象を持った。	D	ご意見を踏まえながら、今後の線引き見直しの取組を進めてまいります。
34	1	この基準によって市街化区域や市街化調整区域への変更等の運用がなされることになると思うが、運用に当た	D	ご意見を踏まえながら、今後の線引き見直しの取組を進めてまいります。

		って利害関係者の私欲に惑わされることなく、目的に照らして適正に行われる事が肝要である。		
35	1	指定都市はこの基準の対象とならないが、相模原市は県内で自然環境が多く存在する地域で、リニア新幹線の開通を控えるなど今後開発が進むことが予想されることから、県との十分な連携を保つよう調整されることが望まれる。	A	I 1 (P. 1) に記載のとおり、指定都市とは県全域に及ぶ広域的な課題や方向性等の共有や調整に努めることとしています。
36	2	素案の4ページから5ページにある「ウ 都市計画の目標」の「(ア) 集約型都市構造の実現に向けた都市づくり」及び「(イ) 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり」の記載内容は適切と考えるが、「集約型都市構造化」と「災害リスクを踏まえたまちづくり」のベクトルの向きは必ずしも同じではない。両者を調整してまちづくりを進めることは妥当な方向性と考ええるが、現在のあまりにも人口密度の高い都市における災害への対応力は非常に懸念される所であり、今後の情報通信技術の飛躍的な発展等を考慮すると、現在の市街地の規模を維持しながら、人口密度の一定程度の低減を許容する街づくりという視点があってもいいのではないか。	B	今後本格化する少子高齢化、人口減少社会に備え、長期的な視点に立って、集約型都市構造化に向けた取組を進めることとしていますが、I 3 (1) ウ (イ) (P. 5) に記載のとおり、集約型都市構造化の取組と併せて、災害リスクを踏まえたまちづくりを目指すとしています。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。